

意見陳述書

2025年3月7日

原告 須永知男

まず、本日高等裁判所で意見陳述の機会をいただいたことに感謝いたします。

家にいても外を通る車輛の音もまず気にならない住居で半世紀を過ごした私にとって、航空機騒音を浴びるとは驚天動地です。羽田新ルートの計画を知った後は積極的に住民説明会に参加しました。

住民説明会では海上ルートでは離着陸合計82回/時が限界、これを増やすため、都心を北から降ろし川崎を離陸すると説明されました。

調べていくうちに海上ルートで増便する方法を述べた論文にであいました。

また、ロンドンのヒースロー空港の運用実態を知り、2019年2月5日の千駄ヶ谷社教館の住民説明会で「ヒースローの実態を調査、研究しましたか」と質問しましたところ、国交省航空局室長は「調査する必要はない、羽田は羽田のやり方でやる」と答え続いていたので質問は遮られました。

提訴することを決意し、行政行為から6か月以内と言うことで、アッと言う間に日が過ぎていきました。

「原告に加われば良かった」の声は後で何人の人からも聞きました。

私は第1審について、次の不満を持ち、控訴しました。

① この航路運用は後段で述べますように重大な事故を惹起させる因子を含んでいます。

そこに着眼し審議すべきところ、門前払いをしました。

② 中間判決を出すと言われ9月20日を迎えました、結果はいきなり却下の最終判決でした。

③ 裁判所から騒音にかかわる整理表の作成を指示され、瞬間騒音で埋めていきました、約1年半進行協議で原告と裁判所のやり取りを国交省は聞いており、何の異論も挟みませんでした。ところが判決ではLdenでの証拠がない、でした。

控訴は、1名は死去のため、あとはご家庭の事情で参加できない方が出ました。

裁判継続のためにはお金も手間も必要です。ストレスもあります。控訴出来なかった方々も思いは私と一緒にです。

私達にとって裁判の継続は簡単なことではありません。

運用開始前から各地に反対運動体が出来ました。私は渋谷区の会の共同代表になりました。現在各地域に20以上の団体があります。

私は皆さんの声を聞くことに力をいれました。

2020年の4、5月は渋谷区の約100名の町会長を戸別訪問し、共に考え、過半数の反対署名をいただきました。

渋谷区議会では各会派の議員の方々と共に考え、渋谷区議会は全会一致で「運用停止」を求め、国に意見書を送りました。

新宿区は約200名の方が町会、自治会長を務めておられます。こちらは2022年1、2月で戸別訪問し、過半数の反対署名をいただきました。

新宿区議会は「海上ルートの活用」を求める意見書を全会一致採択して国へ送りました。

品川区も約200名の方々が任に携わっておりました、騒音被害の厳しい地域は元小学校教師の方が一緒。2022年7. 8月に回りました。ここでも過半数の反対署名をいただきました。

3つの区で1日は車を出して下さった方がおりましたが、他は全て自転車で回りましたのでじっくりお話しできました。

その後品川区では区民アンケートを実施し、結果を国に改善を申し入れました。しかしその後遅々と進まず、昨年12月25日品川区長は「区として看過できない」と国土交通大臣に申し入れています。

数で言えば町会長以上に街頭で声を聴いています。

広尾駅前では年配のご夫妻が目には涙を浮かべ「止めて下さい、耐えられません、子や孫に残すわけには行きません」五反田駅前では政治に関心が薄いと言われる高校生がカップルで寄ってきて「応援しています、頑張ってください」大久保駅近くでは年配の女性が「お金もかかるでしょうから」と一万円を札入れから出してくださいました。他、チカラをいただく沢山の声を聴いております。

私は都民及び川崎市民の声を一番多く聞いている者と自負して今立っています。

次のような事故因子をはらんだ運用ルートです

① 本年1月29日ワシントン郊外で軍ヘリと旅客機が衝突しボトマック川に墜落、全員が死亡しました。

都心ルートが出来たことにより、旅客機が麻布へ向かう米軍ヘリや防衛省に向かう自衛隊ヘリと飛行方向で交差します、米国と全く同じ状況です

違うのは下が川か居住地かです、都心では地上で大惨事になります。他事故は続いています。

② 川崎石油コンビナートに一旦火がつけば消火不能です、墜落のみならず、エンジン部品落下で点火すると言われています。離陸時のエンジン部品落下は沖縄でも熊本でも起きています。

③ 3時間だけ限定の滑走路使用変更です。切り替え時危険な多数機の空中待機をやっています。

シームレスな運用の方が安全、は誰でも言うことです。

現場を見ていない、声を聴いていない、官僚の皆さんの指示は間違っています。

国は海上ルートでも増便出来る航空管制方式の変更をやって来ています。結果として、国交省から配布された昨年4～6月の運用実績を見ますと、海上ルートで時間83回以上連続4時間が7回、連続5時間が1回、100回が1回あります。国交省関係者から新ルートは必要ないと聞いています。

是非本論審議に入れるよう、高等裁判所は正しい判断に到達して下さい。

以上です。ありがとうございました。